

東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (センター長)                      第3条 (略)                      2・3 (略)                      4 センター長の選考は、<u>農学研究院、工学研究院、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教授各1人のうちから、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が行う。</u></p>	<p>本則                      (センター長)                      第3条 (略)                      2・3 (略)                      4 センター長は、<u>学長が任命する。</u></p>	<p>学内施設等の長の任命プロセスの明確化に伴う改正</p>

附 則 (令和4年1月31日情規則第2号)  
 この規則は、令和4年1月31日から施行する。